

土浦市立桜川保育所民間活力導入事業者募集要領

土浦市公立保育所民間活力導入実施計画に基づき、土浦市立桜川保育所（以下「桜川保育所」）の民間活力導入を進めるにあたり、次のとおり保育事業を行う事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

1 移管する保育所の概要

■土浦市立桜川保育所

所在地	移管予定日	定員	敷地面積	延床面積	建築年・構造
土浦市 田中三丁目4番5号	平成32年4月1日	90 人	1,982.0 ㎡	671.44 ㎡	昭和50年 鉄筋コンクリート2階建

2 応募の条件

本事業に応募することができる運営主体は、次の諸条件を満たすものとします。

- (1) 当該保育所を運営するために必要な経済的基礎、運営基盤を有すること。
- (2) 社会福祉事業に関する知識又は経験及び社会的信望を有すること。
- (3) 保育に対する熱意と豊かな愛情を持ち、子どもの発達を深く理解していること。
- (4) 本事業を継続的かつ健全、円滑に実行できること。
- (5) 事業所本部の所在地が本市以外の場合は、選考のための保育所の現地調査、本市との打合せ、引継ぎ等に支障のないこと。
- (6) 本市の保育行政を理解し、これに積極的に協力すること。

3 運営内容等の条件

別添「土浦市立桜川保育所の民間活力導入にあたっての諸条件」のとおりとします。

4 移管方法

移管の方法は、次のいずれかとします。

- (1) 既存施設を活用する。
- (2) 同一敷地内に新施設を建替える。
- (3) 近傍地に新施設を建設する。
- (4) 近傍地の既存施設を活用する。

5 移管先事業者の決定

移管先事業者については、公募を基本として募集し、企画提案型（プロポーザル）により選定します。

応募書類や実地調査等による選考を行った後、選考委員会において、応募提案を審

査して候補となる事業者を選定します。その後、選考委員会の報告を受けて、市長が決定します。

なお、選考委員会の会議は非公開とし、選考結果は公表するとともに、応募した事業者に対し書面をもって通知します。

6 応募手続き等

(1) 申込書等の配布

【期間】平成30年6月14日（木）～平成30年7月13日（金）

【配付場所】土浦市保健福祉部こども福祉課保育係（土浦市役所本庁舎1階）
または土浦市ホームページから

※窓口での配布は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 事業者説明会

【日時】平成30年6月27日（水） 午後2時から

【会場】土浦市役所本庁舎2階 研修室2

【参加人数】1事業者につき2人まで

【事前申込】「土浦市公立保育所保育所民間活力導入事業者説明会参加申込書（様式6）」を6月22日（金）までに土浦市保健福祉部こども福祉課保育係に持参または郵送、FAX、メールにより提出

※現地確認は、平成30年6月28日（木）から7月5日（木）までとし、事前に桜川保育所長の許可を得ること

(3) 募集に関する質問

募集に関する質問は、次のとおり受け付けます。なお、質問できる事業者は、事業者説明会に参加した事業者に限ります。

【受付期間】平成30年6月28日（木）～平成30年7月5日（木）

【提出方法】「土浦市公立保育所民間活力導入申込に係る質問書（様式7）」に記入の上、土浦市保健福祉部こども福祉課保育係に郵送またはFAX、メールにより提出

(4) 質問に対する回答

【回答方法】質問及び回答は、市ホームページにおいて公表します。

【回答日】平成30年7月9日（月）

(5) 申込受付等

【受付期間】平成30年7月17日（火）～平成30年7月23日（月）
（午前9時から午後5時まで）

【受付場所】土浦市保健福祉部こども福祉課保育係（土浦市役所本庁舎1階）

【提出書類】「土浦市公立保育所の移管先事業者応募申請書（様式1）」及び同申込書に定める添付書類

【提出部数】5部（正本1部、副本4部）

7 移管までのスケジュール（予定）

- ・平成29年12月 保護者説明会
- ・平成30年 6月～ 公募及び申込書等の配布
- ・平成30年 6月 事業者説明会
- ・平成30年 7月 申込受付
- ・平成30年 8月 選考委員会
- ・平成30年 8月 移管先事業者の決定
- ・平成30年 9月 三者懇談会
- ・平成30年10月 協定締結
- ・平成31年10月 三者懇談会
- ・平成32年 1月～ 合同・引継ぎ保育
- ・平成32年 3月 譲渡契約
- ・平成32年 4月～ 移管先事業者による運営

8 その他

- (1) 提出された申込書類等は返却しません。
- (2) 追加資料を提出していただくことがあります。
- (3) 提出された書類は、土浦市情報公開条例の規定により公開することがあります。
- (4) 設置認可申請・所有権移転等に係る手続及び費用は、事業者の負担とします。
- (5) 譲渡・貸与に係る契約は、土浦市議会の議決後に締結することとなります。
- (6) 当要領における日程等については、変更する場合があります。

9 申込・問合せ先

土浦市保健福祉部こども福祉課保育係（土浦市役所本庁舎1階）

郵便番号：300-8686

住所：土浦市大和町9番1号

電話：029-826-1111（内線2419）

FAX：029-826-3402

E-Mail：jidou@city.tsuchiura.lg.jp